

令和7年度 目 標 設 定 書 （農業委員会）

農業委員会事務局長 秋 馬 純 一

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・農業委員会の会議運営や農地法等に基づく申請の事務処理に関すること

・農地台帳の管理に関すること

・農地利用の最適化に関すること

・委員会の円滑な運営と地域農業振興に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

農業委員会委員、地域の農業者及び住民のために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	農地の適正な権利移動の促進による農地利用の最適化	
指 標 名	農地法第 3 条の申請面積	
数値目標	初期値（令和 5 年度）	3, 875㎡
	現状値（令和 6 年度）	28, 530㎡
	目標値（令和 7 年度）	30, 000㎡
	最終目標値（令和11年度）	35, 000㎡
設定根拠	農地法第 3 条受付処理簿を基に設定しました。	
事業概要	農業委員会の活動を的確かつ円滑に支援し、地域農業の振興に貢献します。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

農地の適正利用を進めることにより、耕作放棄地の抑制や解消につながります。また、担い手の農地集積が円滑になり、農業経営の効率化が図られます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

委員・事務局による現地活動や働きかけの機会が限られています。また、煩雑な申請手続きのため、書類作成支援などのサポート体制を整える必要があります。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

地図や名簿を活用し、空いてる農地と担い手の橋渡しを行います。また、定期的な進捗把握と委員への情報を共有し、柔軟に対応します。